

Title	1621年～1623年代におけるテオフィル・ヴィヨール：新資料に基づく若干の伝記的考察
Sub Title	
Author	井田, 三夫(Ida, Mitsuo)
Publisher	慶應義塾大学法学部
Publication year	1983
Jtitle	慶應義塾創立一二五周年記念論文集：法学部一般教養関係 (1983. 10) ,p.280(143)- 318(105)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Book
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BN01735019-00000003-0280">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BN01735019-00000003-0280</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 1621～1623年代における

テオフィル・ド・ヴィヨール

——新資料に基づく若干の伝記的考察——

井田三夫

テオフィル・ド・ヴィヨール Théophile de Viau (1590～1626) の生涯については、今世紀初頭に相次いで現われた Frédéric Lachèvre と Antoine Adam<sup>1)</sup> の詳細かつ老大な記念碑的研究によって、ほぼ語り尽くされた感があるとはいえ、なお多くの不明な部分が残されていることも事実である。そこで本題に入る前に、今日までなされてきたヴィヨール研究の変遷についてごく簡単に触れておくと、先に挙げた Fr. Lachèvre はいわばヴィヨール研究の収大成者で、とりわけ彼はヴィヨールが風俗壊乱と無神論<sup>かど</sup>の廉により逮捕・投獄され、裁かれたいわゆる「テオフィル事件」 affaire de Théophile を中心に、国立古文書館 Archives nationales に残されていた多数の未刊資料を含む各種の新資料に基づいて、ヴィヨールの生涯の全容を実証的に明らかにしている。また A. Adam は Lachèvre のこの研究成果を踏まえ、その幾つかの誤りを指摘しつつ、ヴィヨールといわゆるリベルティナージュ libertinage の問題との関わりをまかなり本格的に追求している。ところで Lachèvre や Adam のこうした研究は、それ以前の Jules Andrieu や Faugère-Dubourg などによる一連の地道な研究—ヴィヨールの妹 Marie の子孫に当たる Bellegarde [de Viau] 家に19世紀中頃まで残されていた同家の古文書類（この中には Théophile 自筆の未発表の詩や妹 Marie に宛てた手紙なども含まれていたという<sup>2)</sup>）に基づく伝記的研究—に負うところが大きであった。これらのヴィヨール研究家による本格的な研究のほか、Charles Garrisson<sup>3)</sup> をはじめとするプロテスタントの立場からの研究、Philippe Lausan<sup>4)</sup>、Jules Serret<sup>5)</sup> といった南仏在住のいわゆる郷土史家による

研究, Maurice de Bellegarde [de Viau]<sup>6)</sup> といったヴィヨールの末裔 collatéraux<sup>7)</sup> によるヴィヨール論などがあり, さらにいえば Théophile Gautier,<sup>8)</sup> Sainte-Beuve,<sup>9)</sup> Rémy de Gourmont<sup>10)</sup> をはじめ Emile Faguet,<sup>11)</sup> A. Bazin, Philarète Chasles,<sup>12)</sup> Gustave Cohen<sup>13)</sup> といった作家や大学人によるヴィヨール論などがあり, これらはいずれも19世紀中葉より今世紀はじめにかけて現われている。19世紀後半から20世紀初頭にかけてのこうしたヴィヨール研究の高まりは, 彼をロマン主義文学の先駆者の一人として高く評価した Théophile Gautier の大小二つのヴィヨール論 (1844, 1861年) に負うところが大きかったと思われるが, これはいわば“第一次ヴィヨール復興”と呼ぶことができよう。1940~50年代以降より文学研究の領域にもいわゆる“バロック”の概念が導入されるようになると, J.-B. Chassignet, Jean Rotrou, Saint-Amant, Tristan L’Hermite などとともにヴィヨールも代表的な“バロック詩人” poètes baroques の一人としてようやく本格的にフランス文学史の中に“復権”<sup>14)</sup> されるに至り—これを第二次ヴィヨール復興と呼ぶことができよう—, 今日ではイタリア, 米国の研究者を中心にヴィヨール研究はますます盛んになりつつある。<sup>15)</sup> このようにテオフィルド・ヴィヨールについては今日まできわめて多くのことが語られ, 研究されてきたにもかかわらず, すでに述べたように, なお(一)多くの伝記の空白部, すなわち推測や伝説的部分が少なくなく, また(二)彼の思想的・哲学的問題や作品自体についても, A. Adam や最近では Odette de Mourgues,<sup>16)</sup> F. J. Warnke,<sup>17)</sup> R. A. Mazzara,<sup>18)</sup> Guido Saba, C. Rizza といった米英やイタリアの学者によって注目すべき研究がなされてきたにもかかわらず, こうした分野における本格的な研究はなお今後に待たねばならないというのが現状である。私見では例えば(三)のヴィヨールの思想的問題としては, Scaliger 父子の間接的影響, あるいはイタリア・ルネサンス期の新プラトン思想, G. Bruno, L. Vanini をはじめ, いわゆる école padouane の思想, それらとテオフィル<sup>19)</sup>における《Soleil-Eil-Dieu》といった観念との関連性の問題などの研究が残されており, また(四)彼が“形而上詩人” poète métaphysique としてピエール・ルヴェルディ

Pierre Reverdy に深刻な影響を与えているという一事から<sup>20)</sup>も理解できるように、彼のシュールレアリスム詩人たちへの影響の問題、両者の世界観、感受性、詩法上の親近性といった問題も今後に残された研究課題の一つと考えることができよう。ここで(一)の問題についてももう少し具体的に述べるなら、Théophile の誕生地はどこであったかという問題が今日に至るまで解決されておらず、この問題は彼の死後まもない17世紀後半より今日に至るまで Théophile 研究家、伝記作者が最初にぶつかる難問となっている。この問題は、それ自体としては本質的問題とはいえないが、ただこの問題と密接に関連する Viau 家の家系調査を通じて、当時の Viau の置かれていた宗教的・政治的、さらには社会的・文化的な環境といったものの一端を明らかにすることが可能であり、またそうしたファクターが彼の性格・感受性・思想といったものの形成過程に与えた影響を探る手がかりの一つとすることができると考えられる訳で、この意味ではあながち軽視し得ない研究課題の一つということができよう。だがこの問題は、先に挙げた(二)、(三)の問題同様、別の機会に稿を改めて考察することとしたいので、本稿では(一)に係わるもう一つの問題、すなわち表題の 1621～1623年代における Théophile の伝記上の幾つかの問題を、留学を機にパリの国立古文書館 Archives nationales で入手した Théophile に関する伝記上の事実を客観的に裏付ける 3 通の未発表資料を中心に考察することとしたい。なおこの資料は同館の公正証書保存部 Mutier Central の conservateur, ジュルジャンス女史 Mme Jurgens らのグループによって発見されたもので、同女史によれば、これらの新資料は Archives nationales が近く刊行を予定している “Dépouillement du Mutier Central pour l’histoire littéraire de la 1<sup>er</sup> moitié du XVII<sup>e</sup> siècle” の中に収録発表される筈とのことである。筆者は同女史に教えられた cotes を頼りに問題の古文書集を繙いたが、もとより公証人特有の芸術的(?)書体、日本でいうならさしずめ草書体で書きつらねてある古文書の山を前にして一時は途方に暮れたが、“Théophile deviau” という以前見たことのある非常に読みやすい彼自身のサインのあることを信じ、それ

を唯一の手がかりとしてようやく探し出すことができた。筆者はこのとき *archiviste-paléographe* たる同女史にこの3通の公正証書の要旨を教えていただくと同時に、フランスで知り合った2人の *archivistes-paléographes* にもそのコピーを送り、全文の“解読”をお願いしてきたが、残念ながら彼らよりまだその“回答”を受け取っていない。筆者自身はこれらの資料のうちの1つ—資料(Ⅱ)—を *Jurgens* 女史の要旨を頼りによりやく6割方判読できたにすぎず、他の2通—資料(Ⅰ)、(Ⅲ)—は同女史の要約に対応する部分を除くと2、3割程度しか解読できていない。前記“*Dépouillement du Mutier Central pour l'histoire littéraire...*”が刊行されればその全文が解読・発表されると思われるが、同女史の口吻では同書もやはり *résumés* のみで原文はそのまま写真掲載ということになるかも知れないとのこと、いずれにしても同書の一日も早い刊行が待たれる所以である。このような経緯故、これを機にわが国の *Viau* 研究家諸氏またフランスの古文書・草稿に詳しい方々がこれらの資料を解読して下さいれば筆者の望外の幸せと考え、敢えてこのような形で本誌に発表した次第である。あわせてこれらの資料、というより *Jurgens* 女史による同資料の要旨 *résumés* を基に筆者が以下に試みる *Théophile* の伝記的事実に関する若干の考察・コメントに対しても忌憚のない御批判をいただければ幸いである。

[資料(Ⅰ)] (*résumé*): le 5 mars 1621—Bail par Pierre Chalopin, conseiller et secrétaire du Roy, demeurant rue Montmartre, pour un an, à Théophile de Viau, gentilhomme ordinaire de la chambre du Roy, demeurant près de rue des Petits-Champs, au Beau Séjour, d'une maison, comportant deux corps de logis avec cour au milieu, sise rue Grenier-Saint-Lazare, moyennant 200 livres de loyer annuel <sup>21)</sup> [A.N.: LXI, 138]

資料(Ⅰ)は、1621年3月5日付の住宅賃貸借契約書 *bail* であるが、これ

はモンマルトル通りに住む王室顧問官兼秘書ピエール・シャロパンとブティ・ジャン通り近くのポー・セジュールに住む王室侍従 *gentilhomme ordinaire de la chambre du Roy*, テオフィル・ド・ヴィヨールとの間で交された住宅賃貸借契約書で、貸主ピエール・シャロパン所有のグルニエ＝サン＝ラザール通り所在の、中庭付の2棟の本館 *corps de logis* を含む住宅 *maison* をテオフィル・ド・ヴィヨールが年200リーヴルの家賃で1年間借り受ける、という内容のものである。この公正証書の発見により、これまでよく知られていなかったり、推測されていたにすぎない幾つかの伝記上の事実を明らかにすることができると思われる。すなわちこの資料から、当然のことながら1621年初頭における彼のアドレス、引越しの

事実、彼がこの時点(1621年3月5日)でルイ13世の宮廷において“*gentilhomme ordinaire de la chambre du Roy*”という身分であったことなどがはじめて明らかにされたといえよう。最後の点についてさらにいえば、彼が“*gentilhomme de la chambre du Roy*”であったことは、Jean Mairet (Mayret) の手により、1641年に出された Théophile の書簡集<sup>22)</sup>の刊行以来、遍く知られていた事実であった。すなわち同書簡集の冒頭には



Daret 作の青年期と思われる Théophile の肖像が載せられており、この肖像を上記 titre の 6 文字が円形に縁取っているからである（写真参照）。だがこの肖像画からは、Théophile がどのような時期にこの titre を有していたのか不明であったこと、および本資料のごとく “gentilhomme ordinaire de la chambre du Roy” ではなく、単に “gentil-homme de la chambre du Roy” と “ordinaire” という語が欠落しており、しかも両者は Richelet, Littré, Quillet といった辞典に拠れば、職務の異なる別の titres <sup>23)</sup> であったと考えられる。したがってもし両者が別種の titres <sup>24)</sup> とすると、Théophile は次の資料（Ⅱ）で明らかになる titre, それに資料（Ⅲ）にみえる titre とともに—それらが当時の宮廷における正式な称号であったかどうかは別として—、計 4 種もの titres を有していたことがあるということになり、このことは 1620 年代の彼の伝記上の問題を考える上からも注目すべき新事実ということができよう。ここで本資料（Ⅰ）で明らかにされた titre についてさらに付言するなら、Lachèvre, Adam をはじめ、H. Impiwaara といった研究者も Théophile がルイ 13 世の “お抱え詩人” poète officiel であり、gentilhomme de la chambre du roi であったことには言及しているが、当時の彼が本資料にみられるように、gentilhomme ordinaire de la chambre du roi であった事実については、筆者の知る限り誰も言及しておらず、したがってこの点は今日まで知られていなかった事柄と考えられる。そこでこれらの点について、さらに詳しくみることにしたいがその前に、前年よりこの bail が取り交された 1621 年 3 月に至るまでの Théophile の足跡を簡単に辿ってみよう。

1619 年 6 月 14 日より国外追放処分を受けていた Théophile は 1620 年 3 月ないし 4 月頃、当時ルイ 13 世の寵臣であったアルベール・ド・リュイヌ <sup>25)</sup> Albert de Luynes の政治的思惑から、許されて再びパリに呼び戻されている。すなわち Adam <sup>26)</sup> や田中敬一氏 <sup>27)</sup> も指摘している通り、当時王第一の側近として宮廷内の実権を握っていた Luynes に対して、これに反感・不満をもつ大小の貴族・母后 Marie de Médicis 勢力の側より彼を揶揄・中傷する 無数の諷刺詩

やパンフレット類が巷間に流されていたため、彼は当時宮廷でも最も人気があり、詩人としての評価も高かった Théophile を王室お抱えの詩人 *poète officiel*, 政論詩人 *publiste* として雇うことによって、これらの中傷・攻撃に対抗しようとしたと考えられる。Théophile はこの“取引”を受け入れ、事実まもなく Luynes を称讃し彼の政敵を揶揄・攻撃する詩 Ode, “à Monsieur le duc de Luynes”<sup>28)</sup> を書いている。こうして王の“お抱え詩人”となった Théophile は、この年の7月より始まった新教徒勢力・母后軍との一連の戦いに従軍し、Rouen, Caen を経て Bordeaux にまで行っている。そしてこれら一連の戦いでの王軍の勝利を讃える詩も何篇か書いている<sup>29)</sup>。Théophile はこの戦いの後、ガロンヌ河に沿って東上し故郷ブッセール Boussères に立ち寄り、そこに9月末から12月初旬まで滞在していたと考えられる。同年12月20日頃郷里の Boussères からパリに戻った彼は「王に捧げる歳旦詩」“Estrenne au Roy”<sup>30)</sup> を書いており、この事実から彼が相い変わらず王ないし Luynes 公のお抱え詩人であったことが推定される<sup>31)</sup>。そして翌1621年1月末には、彼は Luynes の命により、臨時大使として英国に赴いた同公の弟 Maréchal de Cadenet に従って同国に渡り、この年の2月には再びフランスに帰ってきているという<sup>32)</sup>。また1621年2月という時期は彼の個人作品集 *Œuvres du Sieur Theophile* 一後に全集第一部の初版本となる一が彼自身の手で出版された時期でもあった。彼は1620年末頃よりこの作品集を出版すべく準備していたが、1月より英国行きを命ぜられパリを留守にせざるを得なかったため、同集の刊行者 Pierre Billaine とは手紙で最終的な打合せを行ったと推定される<sup>33)</sup>。

帰国後の Théophile の動静については一ここからが今回の資料（I）に直接係わってくる部分だが一、Adam は1621年2月より4月まではパリにとどまっていたと推定し<sup>34)</sup>、Lachèvre はこの点については特にふれず、ルイ13世が再び反乱した新教徒勢力の征圧のため、2度目の遠征に発った1621年5月（Théophile も従軍）から語りは始めている<sup>35)</sup>。それ故この資料（I）は Lachèvre が空白のまま残していた部分を埋め、2月より4月まではパリにいたであろう

という Adam の推測を裏付けたことになる。つまり Théophile は、1月から2月にかけて英国渡行のためパリを不在にしていたが、この bail の作成日である1621年3月5日以前には確実にパリに帰ってきていたということがこの公正証書によって明らかになったわけである。

つぎにこの資料 (I) は、Adam によって提起され、今日まで解決をみないでいた次の問題を解く一つの手がかりを与えているように思われる。すなわちこの時期 (1621年3月) の Théophile の主人、いいかえれば彼に年金を与え、彼の生活を支えていた雇主は一体誰であったかという問題である。Adam によればそれは、Luynes, リャンクール Liancourt (Luynes 直前の主人), モンモランシー公 Henri II, duc de Montmorency (Luynes の後の主人) の三者の可能性が考えられるが、特定することは不可能だ<sup>36)</sup>という。その理由は1620年代には確実に Luynes が彼を雇っていたが、この主従関係がなお1621年代にまで継続していたことを裏付ける証拠は何もなく、同様に Liancourt が彼を再び雇ったり、Montmorency がこの時期 (1621年初頭) にすでに彼を“家人” domestique にしていた証拠も存在しない<sup>37)</sup>からだ、という。だがこの資料 (I) によれば少なくとも1621年3月前後における Théophile の主人は確実にルイ13世であったといえるのではなからうか。というのはこの bail には《Théophile de Viau, gentilhomme ordinaire de la chambre du Roy》とあり、この gentilhomme ordinaire という titre は Henri III の創設した身分で Louis XIII の頃には24人<sup>38)</sup>おり、彼らの職務は高等法院や三部会あるいは外国の宮廷に王の種々の文書、メッセージ、婚姻証書等を届けることにあったという。つまり彼らは朝晩王のもとに仕伺し、王の命令を受けたり、彼らが受けた各種の情報を王に報告したりする侍従、要するに王に直接仕える貴族であった。もっともこの称号は後の Racine の場合にみられるように、王の許に毎日仕伺して仕える義務のない名誉称号 titre honorifique として平民にも与えられることがあった<sup>39)</sup>とのことだが、Théophile は貴族の出であり、このような gentilhomme ordinaire としての本来の職務をほとんど毎日強いられてい

たかどろかは別にしても、彼がこの時期ひんぱんに宮廷に出入りしていた事実、さらにいえば王の出征のたびに必ず従軍させられ、*publiste*, *panégyriste* として政治的な詩を書かされているといった事実を考えるならば、それが単なる名誉称号的なものであったとは考えられない。またこの資料(I)は *Théophile* が王よりこの *titre* を与えられた時点より、年金の支給をも受けていたであろうということをわれわれに教えている。同時に、*Charles Pujos* の説すなわち 1621 年頃より *Théophile* は王より寢室への仕侍を許され、まもなく年金を支給されることになったと思われる<sup>40)</sup> という推定をも裏付けているといえるのではなからうか。ところで *Théophile* はいつこの称号を与えられたのであろうか。それは、先に述べたように寵臣 *Luyne* が自らの政治的思惑から彼をパリに呼び戻した 1620 年 4 月頃、少なくともそれから数ヶ月もしない頃であったと考えられる。というのは当時王第一の側近として王室関係の年金 *pensions*・賜金 *gratifications* を含む新任 *nominations*・昇任 *promotions* 人事の実質的な決定権を握っていた<sup>41)</sup> *Luyne* は、自らのこうした立場を利用して、彼を王お抱えの詩人として、すなわち *gentilhomme ordinaire de la chambre du Roy* として宮廷に雇い入れることを予め王に認めさせた上で、彼の追放処分<sup>42)</sup>の解除と宮廷への復帰命令を *Théophile* の許に届けさせたと考えられるからである。したがって *Théophile* は、この王命を受け、パリに戻ってきた 1621 年 4 月頃、少なくともその後まもなくして、実際そのような身分で宮廷に雇われ、同時に年金の支給も受けるようになっていたと考えられる。

以上の考察から、すなわち *Théophile* をめぐるこのような歴史的・政治的状況と資料(I)に記されているこの *titre* とを併せ考えるならば、1620 年 4 月以降少なくともこの *bail* が作成された 1621 年 3 月前後の彼の雇主は確実に *Louis XIII* であり、その実質的庇護者は王の寵臣 *Luyne* 公であったとほぼ断言し得るのではなからうか。

次にこのことに関連して *Théophile* の新しい家の貸主が王の有力な側近の一人であったという事実も注目すべき点ではなからうか。つまり同 *bail* に記

されている家主の Pierre Chalopin という人物は王室顧問官兼秘書 *conseiller et secrétaire du Roy* という肩書を持つ王の有力な側近であり、しかも一介の詩人が借りるものとしてはかなり立派と思われる、中庭付きの2つの *corps de logis* を含む邸宅を年200リーヴルで借り受けるという事実は、その *titre* とともに、Théophile の王や Luynes との主従関係—雇用・被雇用関係—の存在を暗示するとともに、この頃の彼が王宮内でかなり厚遇され、信頼もされていた証拠ではなからうか。少なくともその状況証拠にはなり得ているといえないだろうか。

次にこの資料 (I) に記されているアドレスの問題を考えてみよう。Théophile は1621年3月5日頃までは *rues des Petits-Champs* 近くの *Beau-Séjour* という所に住んでいたとあり、この *Petits-Champs* 通りは、最近入手した当時のパリの古地図—いわゆる *Visscher* のパリ市街図 (1618年刊)、資料 (IV) 参照—によればルーヴル宮からすぐ近くの、いわば目と鼻のところに位置しており、こうした地理的な近さは、*gentilhomme ordinaire* として頻繁に王宮に出入りせねばならなかった当時の Théophile にとって、職務上いたって好都合であったと思われる。また1621年3月5日以降、新しく借り受けた住いは *rue Grenier-Saint-Lazare* (同古地図、“261”) にあり、ここは、現代のわれわれの感覚ではなお王宮から近いところといえようが、当時としてはかなり離れたところと感じられたのではなからうか。1621年3月初旬に行われたこの王宮よりかなり離れたところへの引越の意味についてはここでは触れないが、少なくとも同年3月上旬まで住んでいた *Petits-Champs* 通り近くの彼の住いと王宮とのこうした空間的な近さは、彼が *gentilhomme ordinaire* として、あるいは王のお抱え詩人として Louis XIII に雇われ、寵臣 Luynes に利用されると同時に保護されていたことを暗に示す状況証拠の一つとなり得ているとみることができのではなからうか。

ところで Théophile de Viau と Luynes とのこうした関係はこの *bail* をめぐり以上の考察及び1621年5月より始まった南仏新教徒勢力との新たな戦争

に Théophile も従軍し、5月末にはこの遠征軍の指揮をとっていた Luynes の指示で新教徒側への降服工作のため王の密使として彼の生地(と筆者の考える) Clairac の町に入ったりしているといった事実から考えて、Adam の否定的推測にもかかわらず、<sup>43)</sup> 少なくとも形式的には 1621 年末まで一徹密には Luynes が新教徒軍の牙城 Montauban の包囲戦直後に戦病死した 1621 年 12 月 15 日まで一統していたと考えられる。とはいえ Théophile がこの年、ことに Clairac 包囲戦以降、Luynes とどれだけ実質的な主従関係を保っていたかという点についてはなお不明である。要するに Adam が提起した 1621 年代の Théophile の主人の問題、それを王は別として、彼を実質的に、つまり経済的・政治的に保護した大貴族が誰であったかという意味に解するならば、この資料 (I) で明らかになった彼の titre によっても一当時の政治的状况から、それが Luynes であったことを強く暗示しているとはいえ一、問題は依然として未解決のまま残されているといわざるを得ない。

ここで再びこの bail に出てくる彼のアドレスの問題を考察してみよう。彼の新しい住いが rue Grenier-Saint-Lazare というところへ変わったことの意味については、Adam が提起した Théophile の主人の問題に関連して、先に述べたこととは一見矛盾した別の解釈も成り立ち得る。すなわちこの転居は以下に述べる理由から、1621 年初頭における Théophile の Montmorency との何らかの関係、少なくとも同公への接近の可能性を示唆しているのではなからうかということである。Adam によれば、1621 年に入ると、Luynes は Théophile の忠誠を以前より信用するようになり、より多くの自由を彼に与えるようになった、<sup>44)</sup> という。その結果 Théophile はルーヴル宮同様、何人かの大貴族の邸宅にも足しげく通うようになったと推定している。そこで Adam はこの時期における Théophile の Montmorency への接近の可能性を一つの仮説として提起し、この時期の Montmorency の動静、Théophile の同公の家臣にあてた書簡などを検討してみるが、それらはいずれもこの仮説を支えるに足る証拠とはなり得ないという理由で、自ら立てたこの仮説を否定している。<sup>46)</sup>

# LUTETIA PARISIORUM URBS, TOTO ORBE CELEBERRIMA NOTISSIMAQUE, CAPUT REGNI FRANCIAE.



REX GALLIAE  
Le Roy de France



REGINA GALLIAE  
La Roynne de France



NOBILIS PARISIENSIS  
Gentilhomme Parisien



FEMINA NOBILIS PARISIENSIS  
Gentille femme de Paris



CIVIS PARISIENSIS  
Bourgeois de Paris



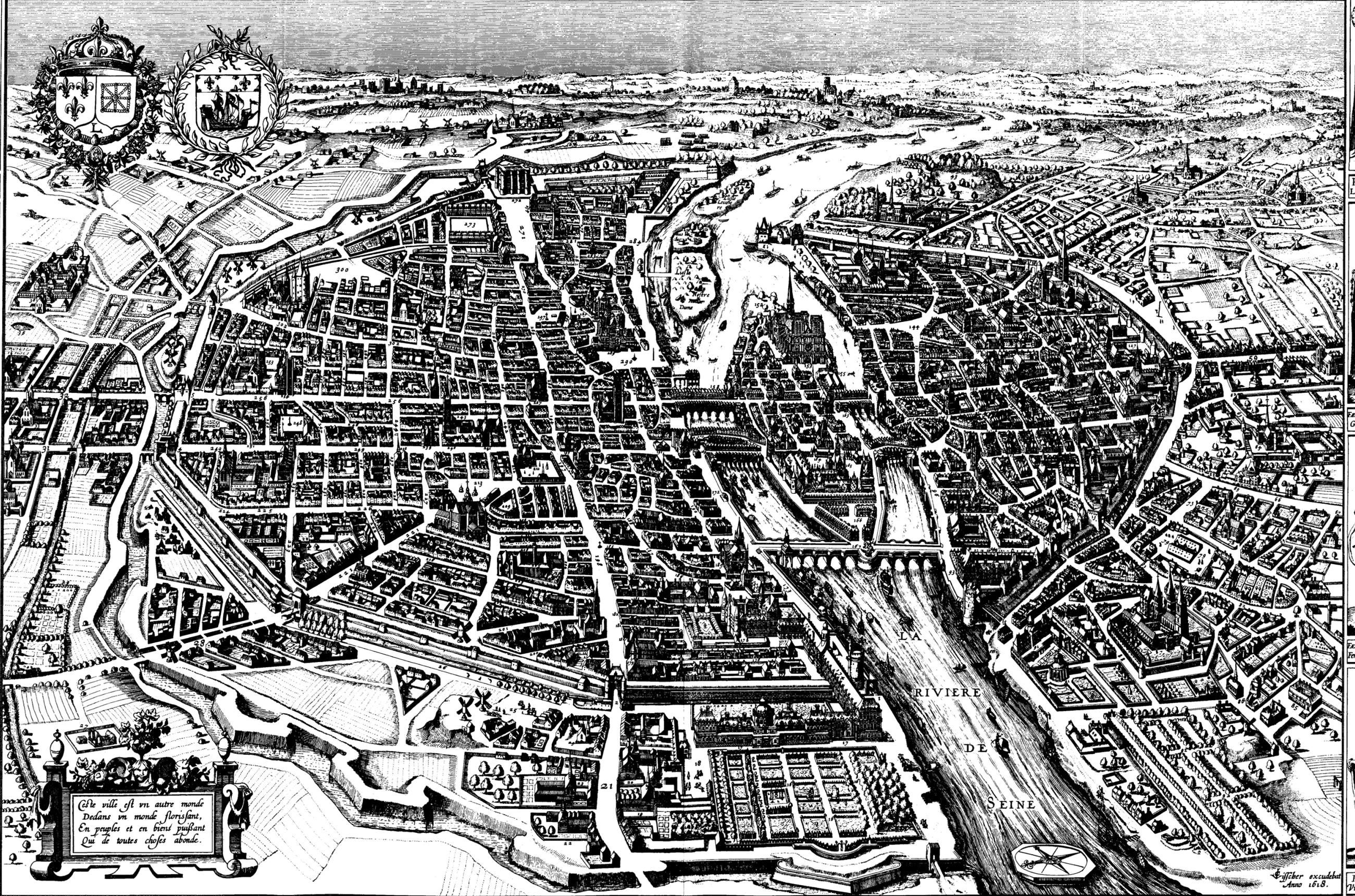
FEMINA FLEBELA PARISIENSIS  
Femme Bourgeoise de Paris



RUSTICUS PARISIENSIS  
Villageois du Parisien



RUSTICA PARISIENSIS  
Villageoise du Parisien



Cette ville est vn autre monde  
Dedans vn monde florissant,  
En peuples et en biens puyant  
Qui de toutes choses abonde.

Visscher excudebat  
Anno 1618.

- |                 |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                   |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------|
| 1. P. S. Honoré | 12. P. S. Honoré | 23. P. S. Honoré | 34. P. S. Honoré | 45. P. S. Honoré | 56. P. S. Honoré | 67. P. S. Honoré | 78. P. S. Honoré | 89. P. S. Honoré | 90. P. S. Honoré | 91. P. S. Honoré | 92. P. S. Honoré | 93. P. S. Honoré | 94. P. S. Honoré | 95. P. S. Honoré | 96. P. S. Honoré | 97. P. S. Honoré | 98. P. S. Honoré | 99. P. S. Honoré | 100. P. S. Honoré |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------|

料（I）は上にみた Théophile の titre の問題から推論する かぎり、確かに Adam のこうした見方を裏付けるかのように、1621年初頭における Théophile が Montmorency の “domestique” であった可能性を示すというより、むしろ王室侍従 gentilhomme ordinaire de la chambre du roi として王に雇われ、心ならずも Luynes に屈従させられていた可能性を示唆している。だがここで、本資料によって明らかにされた彼の転居の問題、すなわち rue des Petits-Champs（同古地図，“201”）から rue Grenier-Saint-Lazare への転居という事実をみるかぎり、以下に述べる理由から、Adam の否定的推測とは逆に、1620代より、少なくともこの bail の作成された1621年初頭には、すでに Théophile が Montmorency 公と何らかの実質的な関係を持っていた可能性が伺われるのである。というのは Théophile はこの時王宮に非常に近い Petits-Champs 通りから、わざわざ（たまたま？）Montmorency のパリにおける邸宅 Hôtel de Montmorency の目と鼻のところに引越してきているからである。パリのいわゆる“モンモランシー館”は二つよりなり、一つは「新モンモランシー館」Hôtel neuf de Montmorency（1548年に創建）で、これは現在の rue des Archives に当たる Grande rue de Bracque（同古地図，“304”の“Cour de Brac”付近か？）にあり、旧館 ancien Hôtel de Montmorency は現在の passage Sainte-Avoie に当たる passage Saint Avoy にあったという。<sup>47)</sup>また現在の Archives nationales の西北側の建物は当時のモンモランシー館の一部（恐らく新館）とのことであり、<sup>48)</sup>これらの通りから、Théophile が引越すことにした家のある rue Grenier-Saint-Lazare は非常に近いところに位置しているのである。これはあるいは Théophile の望んだ家がたまたまそこにあったというに過ぎないかも知れないが、他にも次のような事実、すなわち1619年にはすでに Montmorency にオード“A Monsieur de Montmorency”を献呈しているといった事実をも考え合せるならば、こうしたモンモランシー館近くへの引越という事実は、1621年3月5日の時点には、すでに Montmorency と何らかの実質的な関係に入っていたのではな

いかという仮説の状況証拠の一つとなり得るのではなからうか。

だがこのような Montmorency 公への接近といった推論は、上にみた彼の titre をめぐる考察から引き出された結論、すなわち 1621年初頭における雇主はルイ13世であり、王と寵臣 Luynes との特別な関係を考えるなら、この時期にあっても後者との“強いられた”主従関係はなお継続していたのではないかという推定と一見両立しないようにも見える。確かにこの点は疑問として残らざるを得ないが、一つの仮説としてこう考えることができよう。すなわち Luynes への半ば強制された屈従の代償として、彼より王の “gentilhomme ordinaire” という titre 一王のお抱え詩人としての地位一と年金を与えられていた Théophile は、王や Luynes とのこうした公けの主従関係はそのままで、他方において Montmorency 家とのそれまでにすでに持っていた何らかの非公式な、とはいえ実質的な関係を、この bail の作成された1621年初頭より、さらに深めようとしていたのではないか、ということである。あるいはそうではなく、この頃にはすでに王との公けの主従関係は継続、年金の支給も受けていたにしても、Luynes との主従関係はすでに有名無実に近い関係になっていたために、半ば公然と Montmorency 家に接近できたのかも知れない。<sup>補注</sup> いずれにしてもこの頃 Théophile は Luynes のほかに Montmorency とも何らかの関係を持っていたことは確実であるように思われる。その場合、一方は公式とはいえ多分に形式的な関係にあった可能性があり、他方は少なくとも Luynes が死ぬ1621年12月15日までは、私的な主従関係にあったと考えることができよう。

[資料 (II)] (résumé): le 20 janvier 1623—Procuration par Théophile de Viau, gentilhomme servant en la maison du Roy, étant de présent logié (logé) rue Saint-Honoré, à la Fleur de lis couronnée, héritier pour un tiers de Johannes de Viau, son père, sieur dudit Viau, à Paul de Viau, son frère, sieur dudit

Viau, pour régler les dettes du défunt jusq' à concurrence  
de 750 livres, somme qu'il lui a remise. [A.N.: XLII, 63]

この資料(II)から明らかになる伝記的事実は、まず第一に Théophile が 1623年1月20日に確実にパリにおり、その住いは Saint-Honoré 通り（同古地図，“198”）の la Fleur de lis couronnée にあったということである。A. Adam も Théophile はその前年の12月には南仏よりパリに戻ってきており、ルーヴル宮に出入りしていたと断定しているが、この資料の発見により、そのことが裏付けられたといえよう。次にこの資料に記されている彼の titre の問題であるが、“gentilhomme servant en la maison du Roy”とは一般に「王の給仕役の貴族（侍従）」という意味らしいが、彼の王宮での職務がこの titre 通りであったとすると、彼はこの頃（1623年初頭）王の食事の世話をしていたことになる。さらにここで注目したいのは、資料（I）において指摘した例の Daret 作の Théophile の肖像画を飾っている titre、“gentilhomme de la chambre du Roy”である。というのはこの titre と今問題になっている“gentilhomme servant en la chambre du roi”とは Littré, Richelet, Quillet などによっても、明らかに別種の称号、“職種”と考えられるが、職務内容に共通した部分が認められるからである。すなわち前者も王が自室で食事をとるときその世話をする gentilhomme<sup>50)</sup>であったという。ただ gentilhomme de la chambre du roi は他にも、王の衣類の世話をしたり、王室内の細々とした雑務をとりしきったり、王室の葬儀や舞踏会、芝居といった気晴しに関する会計の仕事なども任せられており、この点で“gentilhomme servant”とは異なっている。したがって彼はこの時期、こうした2つの titres を同時に与えられていたか、あるいはこの“gentilhomme servant”の前か後の時期に“gentilhomme de la chambre”であった可能性も考えられる。もっともこれら二つの titres も Théophile の場合にあっては、実体的には一すなわち職務内容面では一“gentilhomme ordinaire de la chambre du Roy”とそれほど

異なっていなかったのかも知られないが、これらの資料からは、残念ながらこの辺のことは確認し得ない。いずれにしてもわれわれはこの資料（Ⅱ）により、この時点（1623年1月20日）で、Théophile は再び王宮のすぐ近くの Saint-Honoré 通りに引越してきており、“gentilhomme servant en la maison du Roy” という titre で依然として王に直接仕える身であったことがわかる。

ところで Théophile は前年の1622年にも “Epistre d’ Actéon à Diane”<sup>51)</sup> という長大な散文を Montmorency に献上しているが、資料（Ⅱ）が作成されたこの年の初頭からは、1622年秋の南仏プロテスタント勢力とのいわゆる “モンペリエ休戦条約” の成立により、任地 Languedoc 地方を離れ、パリに長く留まることができるようになった Montmorency と以前にも増してパリで親しく接するようになったと思われる。事実彼は1623年2月26日に催された宮廷舞踏会で Montmorency が朗読したといわれている “Sur le Ballet du Roy” という詩をこの頃同公に捧げており、さらにまた Adam らによりこの頃書かれたと推定されている Montmorency 公の家臣 Du Guas に宛てた手紙では «Je ne doute pas que vous ne sçachiez desjà que le mérite extraordinaire de Monseigneur, et la façon dont il m’a reçu, m’ont obligé de me donner tout entier à ses interests, et m’attacher domestiquement à luy…»<sup>52)</sup>（強調筆者）と語っている。これらの事実から、さらには裁判記録を含むいわゆる「テオフィル事件」に関する一連の資料から考えて、少なくとも1623年初頭には、彼が Montmorency 公の実質的な “家人” domestique となっており、同公より政治的にも経済的にも積極的な保護を受けるようになっていたことはほぼ確実と思われる。

したがってこの資料（Ⅱ）にみえる彼の titre は、資料（Ⅰ）の場合同様、Théophile がこの頃 Montmorency とそのような実質的な主従関係にありながら、同時に “gentilhomme servant en la chambre du Roy” としてルイ13世とも主従関係にあった事実を明らかにしている点で興味深い。ルイ13世とのこうした関係は、投獄中も王より年金を支給されていた事実から考えて、少

なくとも1624～25年頃までは形式的とはいえ、存続していたと考えられる。

次に注目される点は、この資料が Théophile の父の死（1622年6月）にもなり遺産相続に関連した公正証書（委任状）であり、一部を除き今日までまったく知られていなかった次のような幾つかの事実を明らかにしている点である。すなわち死の前年1621年9月16日に作成された父の遺言状により、Théophile は兄 Paul とともに父の遺産の  $\frac{1}{2}$  の相続権を有していたこと—この点は Lachèvre によってすでに明らかにされていた—、また父の遺産には負債も含まれており、そのうち彼が負担・返済すべき額は750リーヴルであること、しかし彼は1623年1月20日の時点にあっては、何んらかの理由で、彼の負担額を債権者に支払うことができないため、兄 Paul に彼自身の負担額を弁済してくれるよう依頼している事実である。彼が父の負債の自己負担額を支払うことができなかった理由としては(1)当時彼が750リーヴルという現金を持ち合わせていなかったという経済的理由が考えられるが、さらには(2)持っていたにしても当時パリにいた彼は実家のある Boussères ないしその近郊にいたと思われる債権者たちにそれを直接支払うことができなかったという地理的理由が考えられるが、あるいはこうした二つの理由が重なっていたのかも知れない。というのは、この委任状の文面からは、故郷 Boussères で行われたと思われる父の遺産整理にさいして、残された父の負債の彼の負担額750リーヴルと彼自身の遺産の取分との相済を、当時 Boussères に在住していた兄 Paul に依頼するようにも解されるからである。彼の父がどのような事情からこうした負債を残したかは不明だが、この2250リーヴルという負債額は資料（I）や次にみる資料（III）に記載されている年間の家賃総額などから考えて、かなりの負債であり、この事実は詩人の実家が、彼自身ある詩の中ではほめかしているよう<sup>55)</sup>に、経済的には必ずしも恵まれぬ田舎の小貴族であり、わずかな農地 *fief* を除けば、見るべき財産も持たぬ小貴族であったことが想像される。

ここで1623年前後の Théophile と兄 Paul de Viau の関係を簡単にみておこう。1622年前年に続き南仏で再度の新教徒勢力の反乱があり、Théophile も

王のこの南仏遠征軍に従軍し、その折故郷 Boussères にも立ち寄っている。他方兄の Paul de Viau は新教徒軍の隊長として duc d'Elboech 指揮下の国王軍に対して果敢な戦いを挑み“華々しい戦果”をあげるが、結局は敗退、捕虜となる。しかしその後彼は、Théophile の実兄の故をもって処刑を免ぜられ、<sup>56)</sup>身代金を払って釈放されている。二人の交流は、兄 Paul に宛てたラテン語の手紙から推測する<sup>57)</sup>かぎり、この戦争が続いている間は完全に途絶えていたと考えられる。Théophile は熱心なプロテスタントであった父への配慮から、改宗を控えていたが、その死を待っていたかのように、父の死の直後—1622年8～9月一、折から王に従って Montpellier に来ていた王の聴罪司祭、セギラン神父 le père Séguiran の許でカトリックに改宗している。<sup>58)</sup>そしてこの改宗後まもなく一多分休戦条約成立後のこの年の秋口に一、兄 Paul に対して先にふれた有名なラテン語の手紙を書いている。その中で彼はこの戦争のために2人が敵味方に分れて戦わざるを得なかった悲劇、その苦悩を語り、それにもかかわらず彼の肉親愛が兄を憎悪することを許さず、むしろ兄の勇敢な戦いぶりを讃え愛さずにはいられなかったことを述べた後で、生涯カルヴィニズムを熱烈に信奉し、この戦いの後もプロテスタント側が軍事的に決定的敗北を契する1628年代まで、王軍と執拗に戦い続けることになる兄 Paul に対して、兄弟が敵味方に別れて戦わねばならないという、このような悲劇を繰り返さないためにも、自分にならってカトリックに改宗するよう懇願している。彼はまたこの手紙の中で父のあとを継いで故郷 Boussères で農業を営んでいた弟 Daniel や末妹 Marie のこと、また彼らの継母のことなどを心配し、彼らの消息を伝えてくれるように頼んでいる。このように Théophile と兄 Paul は、政治的・宗教的には敵対関係にあったにもかかわらず、この手紙や“Lettre à son frère”<sup>59)</sup>といった作品をみるかぎり、そうした宗教的・政治的立場の違いを乗り越えて、兄弟としての強い肉親愛で生涯結ばれていたと想像される。

次にこの委任状の作成された場所について一言するなら、同証書中に  
 «Théophile de Viau, gentilhomme (…) étant de présent logié (logé)

rue Saint-Honoré (…))という文面があり、この“現在”とは同証書が作成された1623年1月20日と解される以上、本委任状は Théophile がこの時住んでいたパリにおいて作成されたものと考えられる。この場合兄 Paul の署名は郵送によったのであろうか。それとも Boussères に住む彼がそのためにせよ、たまたまにせよ、とにかくこの頃、パリに上京していて、そこで署名したのであろうか。この点は一資料全文の判読未了ということもあり—確実なことはいえないが、一つの可能性として、プロテスタントの兄がこの頃パリに出てきていたということは充分考えられる。というのは、すでに述べたように1622年の秋には王と Rohan 公を中心とするプロテスタント側との和平条約が成立しており、したがって Paul もパリに上京することが可能であったと考えられるからである。それに Ch. Garrisson によれば1620～1625年代のパリには、上にみたような新旧両教徒の争いにもかかわらず、Henri IV の即位以来多くの新教徒が入ってきており、たとえば faubourg Saint-Germain や rue des Marais さらには Rohan 館といった新教徒の貴族館周辺にも多くの新教徒が住んでいたとい<sup>60)</sup>う。したがって Théophile の兄 Paul がパリに上京したとするなら、それは先にふれた Paul 宛のラテン語書簡から推測して、恐らく1622年末から1623年1月にかけての頃と考えられる。

なおこの委任状から父 Johannes de Viau の遺産相続人は長男の Paul、次男の Théophile のほかもう一人いたことがわかるがそれは3男の Daniel であったことが、Bellegarde [de Viau] 家に残されていた1653年5月15日付の公正証書によってすでに明らかになっている<sup>61)</sup>。すなわち同証書には Johannes de Viau は1621年の遺言状で5人の子供のうち、男子の3人を遺産相続人に指定していた事実が記されている。同証書は Théophile がその後相続権を放棄し、その一部を彼が愛していた末妹の Marie に譲った事実をもわれわれに教えている。

[資料 (Ⅲ)] (résumé): le 12 février 1623—Bail par Nicolas

Guyart, marchand, bourgeois de Paris, demeurant au faubourg Saint-Jacques, au clos des Jacobins, pour trois années à partir de la fête de Pâques, à Théophile de Viau, gentilhomme à la suite du Roy, demeurant au clos des Jacobins, d'une maison sise en clos avec l'écurie et la partie de la cour entre la maison et l'écurie qui sera clôturée, moyennant 350 livres de loyer annuel. [A.N.: VI, 193]

この資料（Ⅲ）は、1623年2月12日すなわち先にみた資料（Ⅱ）の公正証書が作成されてから1ヶ月も経たないうちに取り交された住宅賃貸借契約書 bail であるが、本資料と資料（Ⅰ）、（Ⅱ）とを比較してまず気づく点は、Théophileが上記（Ⅱ）の委任状を作成してから一ヶ月足らずのうちに住いを再び変えている事実である。つまり1623年1月20日の時点では、王宮の目の前に位置する Saint-Honoré 通りに住んでいるが、この bail が作成された1623年2月12日の時点では、ルーヴル宮から相当離れた左岸の、それも当時のパリでは場末といつか、かなり町外れの faubourg Saint-Jacques（同古地図，“59”）の clos des Jacobins というところに転居している事実である。次に気づくことは、これはたまたまそうなった可能性が強いとはいえ、新しい住いの家主が、資料（Ⅰ）の場合とは異なり、王室関係者ではなく、今度はパリの平民たる Nicolas Guyart という商人であり、しかもその貸与期間が復活祭より向う3ヶ月とかなり長期にわたっている点である。

次に注目される点はこの証書に記された彼の titre が “gentilhomme à la suite du Roy” となっていることである。Littré や Richelet の “suite” ないし “à la suite de quelqu'un” という語（句）の意義に従えば、これは「王につき従う貴族」ないし「王付貴族（侍従）」<sup>62)</sup>とでも訳せようが、歴史家の Solange Bellegarde 女史の御教示によれば、これは儀仗も行う親衛隊を構成する貴族で、同時に名士会 Assemblée des Notables や高等法院への王命の

伝達なども行う貴族 “gentilshommes de la garde” (“gentilshommes ordinaires de la maison du Roi” ないし “gentilshommes à bec-de-corbin”) の外国流の別称で “marchant à la suite du Roi” とも呼ばれていたという。これが事実とすれば彼はこの頃、前二資料にみられた肩書とは異なる新たな称号、すなわち当時の宮廷における正式な称号たる “gentilhomme de la garde du Roi” (“gentilhomme à bec-de-corbin” ともしわれた)ないし “gentilhomme ordinaire de la maison du Roi” という身分であったことになる。この titre は本証書を作成した公証人による恣意的な呼称とみることもできようが、それにしてもこの資料 (Ⅲ) では、前述のような正式な称号が使用されず、何故わざわざ英国、ロシア、ドイツといった外国の Etat-Major について当時しばしばいわれたという “gentilhomme à la suite du Roy” という titre が用いられているのであろうか。それにこの gentilhomme の宮廷内での地位は、Furetière など各種の辞書に照らしてみる限り、資料 (Ⅰ) における “gentilhomme ordinaire de la chambre du Roy” や Daret 作の肖像画にみえる “(premier) gentilhomme de la chambre du Roy” といった titres より低かったようにも推測される。

こうした一連の事実は一体何を意味しているのであろうか。筆者には以下に述べるような当時の Théophile をめぐる歴史的・政治的背景をも考え合わせる時、それは Théophile の宮廷内における立場の弱くないし悪化を示唆しているように思われてならない。というのは、この頃から Louis XIII と Montmorency との関係が次第に悪化し、1623年初頭にはすでに同公の実質的な “domestique” となっていた Théophile もこうした主人の宮廷における立場の変化とともにルイ13世の不興を蒙らざるを得なかったと考えられるからである。先に述べたように Théophile は1622年には “Epistre d'Actéon à Diane” という散文を、また1623年2月26日に王宮で行われた舞踏会での朗読用に “Sur le ballet du Roy” という詩を、この頃同公のために書いており、両者とも Montmorency の、王妃 Anne d'Autriche への大胆な求愛・讚美を暗示

する作品であったため、ルイ 13 世はこれらの作品の真意を Montmorency に手厳しく詰問し、同公への不満の念を隠さな<sup>63)</sup>かった。したがって Théophile は Montmorency の庇護を頼てにして書いたこれらの作品によって、かえって王を傷つけ、宮廷における彼の立場を危いものにしてしまった<sup>64)</sup>と考えられる。

なおこの資料(Ⅲ)では Théophile の現住所は faubourg Saint-Jacques (同古地図, “59”) の “au clos des Jacobins” とあり、彼が新たに借り受ける建物の所在地もやはり “en clos (des Jacobins)” とあるが、これだけでは Théophile がすでに住んでいる住いと復活祭より借用する予定の住宅とが同一地名内にあるのか、それとも両者は同一ですでに仮入居していたのか不明である。ただこの住宅は「そこに柵がほどこされる予定の厩舎<sup>estable</sup>と建物との間にある中庭の一部を含む家屋」とあり、1621年に借りた家よりさらに大きく立派な住いであったと推測される。事実家賃も年 350 リーヴルと、当時もあったであろう物価上昇という要因も考慮に入れねばならないにせよ、町の中心からかなり離れた郊外であるにもかかわらず、1621年に借りたものより 150 リーヴル高くなっている。

Théophile はこの bail により「復活祭より向う 3 年間」という約束で借りたこの住いに、現実には 3 月末の復活祭より 2、3 ヶ月しか住むことなく、その後はパリ市内およびパリ近郊に潜伏生活を余儀なくすることになる。というのはこの年の 4 月上旬より彼の生涯における最大の不幸となる「テオフィル事件」が本格的に始まり、庇護者 Montmorency の数度にわたる当局への介入にもかかわらず、事態は彼にとりますます悪化し、同年 9 月には遂に逮捕・投獄され、以後約 2 年間獄中より孤独な裁判闘争を行うことになるからである。この「テオフィル事件」についてはすでに Lachèvre の詳細な研究でほぼ尽されているので、それに譲ることとして、ここでは本資料で明らかになった彼の転居の意味について若干の考察を試みてみよう。

先に述べたように、Théophile が 1623 年初頭より、王や宮廷人から疎まれるに至ったとするなら、それは Montmorency に捧げた詩句が王に与えた不快

感のほか、ルイ13世が熱心なカトリック信者であったといわれているだけに、すでに1622年末より始まっていたジェズイットによるThéophile 攻撃—彼のリベルタン libertain としての悪評—もその大きな一因であったと考えられる。したがってこの資料(Ⅲ)で明らかになった彼の転居の背景には、そのような王や宮廷人のThéophile に対する不興の一因となったジェズイットの libertins 弾劾、Théophile 攻撃があったと考えられる。というのは1623年の春、作品集(後の第一部) Les Œuvres du sieur Theophile の第3版および作品集第二部 Œuvres du sieur Theophile, seconde partie を自らの手で刊行しているが、それらの序文(前者は“Epistre au lecteur”, 後者は“Au lecteur”)において、1622年11月の『サチリック詩人詩華集』Le Parnasse des Poetes satyriques ou dernier Recueil des vers picquans & gaillards de nostre temps par le sieur Theophile の刊行を契機として、1623年初頭より次第に激しさを増してきた Jésuites による彼への攻撃・中傷に対して反撃ないし自己弁明を行っており、しかもこの作品集の第一部第3版及び第二部の初版の出版者は第一部の初版(1621)、第2版(1622)同様、Pierre Billaine および Jacques Quesnel という人物であり、彼らのアドレスはいずれもサン・ジャック通り rue Saint-Jacques (同古地図, “129”)となっているからである。<sup>65)</sup>つまり彼は自己への攻撃・中傷に対して反論、自己の潔白を証す意図から、自らの責任で企画したこれらの作品集の編集・出版に関して彼らと密接に打ち合わせを行うべく、彼らの住いに比較的近いところに位置する faubourg Saint-Jacques 通りに転居したのではなかろうか。同時にこの頃より彼に冷淡になりつつあった宮廷人を避けたい気持もあって、王宮の目の前のサン＝トノレ通り rue Saint-Honoré から、そのような市門外の、まだあたりに田園風景の広がっていた静かな郊外に転居したのではなかろうか。

Théophile de Viau の伝記的事実に関するこれら3篇の新資料から筆者が現段階で読み取り得たものは以上の通りだが、最後に本稿において取り上げた

一、二の問題点についてさらに一言しておこう。

これらの資料のいずれにも示されているテオフィルの肩書 *titres* についていえば、Lachèvre, Adam をはじめ今日までの多くのヴィヨール研究家は 1621～1623年代の王宮内での彼の身分をこれらの資料にみられるような具体的な形では明らかにしていなかっただけに、この点は注目に値いするが、ただ資料(Ⅲ)にみえる“*gentilhomme à la suite du Roy*”という *titre* については、すでに述べたように、Solange Bellegarde 女史の御教示に誤りがないとするなら、それが“*gentilhomme ordinaire de la maison du Roi*”たる“*gentilhomme de la garde*”の外国流の別称であり、この意味では正式な身分であることが判明したとはいえ、そうした呼称が当時の宮廷において正式な“別称”として通用していたかどうかについてはなお疑問があり、今後の研究にまたねばならないだろう。またこうした3つないし4つの異なった *titres* を Théophile がそれぞれの時期に前 *titre* を解かれて新たに別の称号を与えられたのか、それともある時期に2つないしそれ以上の *titres* を同時に有していたのか、といった問題、さらにはこれらの身分相互間の *hiérarchie* がどうであったかという点についても、詩人の宮廷内の立場の変化という問題との関連で今後とも追求していかねばならない研究課題といえよう。またこの問題に関連して、資料(I)～(Ⅲ)にみえる3つの *titres*、それに Daret 作の肖像画に付された *titre* を含め、これら4種の *titres* がルイ13世の宮廷におけるそれぞれ異なる“身分”をさす称号であったとするなら、Théophile はそうした *titres* に求められている本来の職務を多少なりとも厳密に履行することを義務づけられていたのか、それとも多分に形式的・名誉称号的な *titres* であったのかといった問題も今後さらに研究してみる必要があるだろう。次に Adam によって提起されながら今日まで未解決のまま残されている問題、すなわち1620～1623年における Théophile の雇主は誰かという問題についていえば、これらの資料から読み取り得た情報および当時の Théophile を取り巻く歴史的・政治的状況とを考え合せながら筆者なりの“回答”を出してみたが、もとよりこれで問題が解決さ

れたわけではない。Théophileとルイ13世との主従関係は、1620～1623年代にあって、宮廷内での詩人の“地位”に微妙な変化は認められるにせよ、一貫して継続していたことは確実であろうという結論は得られたが、実質的な保護者たる大貴族と彼との関係については、前半は *duc de Luynes* であり、後半は *duc de Montmorency* であったことは確実であり、両者は時期的にかなりオーバーラップしていたと考えられるものの、*Montmorency* 公と正式に主従関係を結んだ時期については特定するに至らなかったわけで、したがってこの点は新資料の発見を含め、今後の研究に待たざるを得ない。無論これら3篇の資料のテキスト全文を解説できれば、この辺の事情ももっと明確になるばかりか、本稿で指摘した幾つかの事実のほか、さらに新しい事実が発見される可能性もあるわけで、本資料の識者による一日も早い“完読”が期待される所以である。なお本稿のはじめにも断わった通り、今回の試みは筆者自身まだ本資料全文の判読を終えていない上、17世紀仏文学全般に関する知識の不充分さなどのために、思わぬ誤りを犯しているかも知れぬ故、識者諸氏の己禪のない御批判を賜えれば望外の幸せと考える次第である。

- 1)・Frédéric Lachèvre: *Le Procès du poète Théophile de Viau*, 2 vol., Paris, Champion, 1909 (以下, Pr. I, IIと略).  
・Antoine Adam: *Théophile de Viau et la libre pensée française en 1620*, Paris, Droz, 1935 (以下, Ad. と略).
- 2) 例えば Faugère-Dubourg は同 Bellegarde 家を訪ね、これらの草稿類を見せてもらったという (*Théophile de Viau, sa vie et son œuvre, Revue d'Aquitaine*, III, 1859, pp. 501～503)。また Jules Andrieu はこれらの未刊草稿の多くを同家の承諾を得て発表している (*Théophile de Viau, étude bio-bibliographique avec une pièce inédite du poète et un tableau généalogique*, Paris, Agen, 1887)。
- 3) Charles Garisson: *Théophile et Paul de Viau*, Paris, 1899 etc..
- 4) Philippe Lausan: *Le Portrait de Théophile de Viau, Revue de l'Agenais*, 1902. etc.
- 5) Jules Serret: *Théophile de Viau, étude biographique*, Agen, 1864.
- 6) Maurice de Bellegarde: *Un poète méridional au XVII<sup>e</sup> siècle: Théophile de Viau, Revue de Bordeaux*, 1898; *Revue de l'Agenais*, 1913.
- 7) Théophile Gautier: *Théophile de Viau, dans Les Grotesques*, 1844; *Les Poètes français*, t. II, 1861.

- 8) Sainte-Beuve: *Portraits contemporains*, V; *Causeries du Lundi* XII.
- 9) Rémy de Gourmont: *Introduction des Œuvres poétiques de Théophile*, 1907; *Promenades littéraires*, 1909.
- 10) Emile Faguet: *Théophile de Viau, Revue hebdomadaire des cours et conférences*, 1893; *Histoire de la poésie française*, 1927~36, etc..
- 11) M. A. Bazin: *Etude d'histoire et de biographie*, Paris, Chamerot, 1844.
- 12) Philarette Chasles: *Les victimes de Boileau, Revue des deux-mondes*, 1839.
- 13) Gustave Cohen: *Écrivains français en Hollande*, Paris, Champion, 1920.
- 14) 例えば A. Adam: *Histoire de la littérature française au XVII<sup>e</sup> s. t. I*, 1949 とか Raymond Lebègue: *La Poésie française de 1500 à 1630*, 1951; Jean Rousset: *La littérature de l'âge baroque en France*, 1951; "Préclassicisme français", n° spécial des *Cahiers du Sud*, 1952; Odette de Mourgues: *Metaphysical Baroque & Précieux Poetry*, 1953; Renee Winegarten: *French Lyric Poetry in the age of Malherbe*, 1954; Frank J. Warnke: *European Metaphysical Poetry*, 1961; Cowry Nelson: *Baroque Lyric Poetry*, 1961. などが挙げられよう。彼らのうちある者は Lanson が扱いかねた16世紀末から17世紀前半にかけて現われた Viau を含む一群の作家を "Préclassicisme" という概念で、またことに Rousset 以降は, "Baroque" ないし "Baroquisme" という概念で、それまで欠点とされていた彼らに共通して認められる幾つかの文学的傾向をむしろ積極的に評価し、またある者は Viau などにみられる "形而上的" 詩性, 思想性に注目するに至った。
- 15) 例えばイタリアでは, Guido Saba が全4巻の予定でヴィヨール全集 (*Théophile de Viau: Œuvres complètes*, Roma, Paris, 1978~) を刊行中であり, これは初版本を基に数種の版にみられる variantes も注記した, きわめて優れた édition critique だが, 現在まで第2巻と第3巻しか刊行されていない。彼は他にも "Il Padre Rapin e Théophile de Viau" (1966) とか "Théophile de Viau e la critica" (1964), "Aspetti di Théophile de Viau Prosatore" (1968) などの著作, 雑誌論文を発表している。他には Amelia Brussi: *Il Barocca nella Poesia di Théophile de Viau* (1965); Cecilia Rizza: *Barocca francese e Cultura italiana* (1973); Théophile de Viau, *libertinage e libertà* (1976); Daniela Dalla Valle: *Il sogno della madre in Pyrame et Thisbé* (1977) などがあり, 英米系では, 前注 (14) で挙げた O. de Mourgue, L. Nelson, F. J. Warnke, R. E. Hill, A. R. Pugh などが1960~70年代の各種の学術誌にそれぞれ1, 2篇, Viau を論じた研究を発表しており, また最近出た Viau 研究の単行本としては, 上記 C. Gaudiani の "The Cabaret Poetry of Théophile de Viau" (1981) が注目されよう。
- 16) Odette de Mourgue: op. cit.
- 17) F. J. Warnke: *European Metaphysical Poetry*, 1961.
- 18) R. A. Mazzara: *The Philosophical-Religion Evolution of Théophile de Viau, French Review*, n° 5, april 1968, pp. 618~628; *The Phaedo and Théophile de Viau's*

Traité de l'Immortalité de l'âme, *French Review*, n° 1, oct. 1966. pp. 329~340.

- 19) テオフィル・ド・ヴィヨールは生前よりその姓 *nom* よりも名 *prénom* で通っており、事実彼自身の手で出版された作品集、死後出版されたほとんどの作品集も、“Œuvres du sieur Théophile” とか “Recueil … par Théophile” というように、姓 “de Viau” が省かれていたので、われわれも以下において彼をテオフィル Théophile と呼ぶこととしたい。
- 20) “Hommage à Pierre Reverdy” publié sous la direction de Luc Decaunes. Rodez, Entretiens sur les lettres et les arts.
- 21) Madame Jurgens による résumé. 以下資料 (II), (III) も同様。
- 22) Nouvelles Œuvres de feu Mr. Théophile, composées d'excellentes lettres françaises et latines … par Mr. Mayret, Paris, 1641.
- 23) *Gentilhomme de la chambre*: il y a quatre premiers gentishommes de la chambre. Ils servent le Roi lors qu'il mange en sa chambre. Ils lui donnent la chemise en l'absence du premier chambélan, à moins qu'il n'y ait quelque Prince du sang pour la lui donner, & ils donnent l'ordre à l'huissier des personnes qu'il doit laisser entrer. (Richelet); il (François I<sup>er</sup>) créa (1545) une charge de “premier gentilhomme de la chambre”, pour remplir auprès de lui les fonctions du grand chambellan en l'absence de ce dernier. A partir de Louis XIII, il y en eut quatre. Le premier gentilhomme de la chambre donnait la chemise au roi, et le servait lorsqu'il mange dans sa chambre; il réglait le service et la dépense de la chambre; il était chargé de la surintendance des deuils de la cour, et celle des divertissements, comédies, ballets, mascarades, etc. (Quillet).

*Gentilhomme ordinaire*: Il y a 48 gentishommes ordinaires du Roi. Ils se doivent trouver auprès de la personne du Roi pour recevoir ses ordres, pour porter ses volontez aux Parlemens, & aux Provinces, & témoigner aux Rois, & aux Princes que le Roi leur maître prend part à leur joie & à leurs affliction (Richelet);… Les attributions de ces gentilshommes (ordinaires du roi) consistaient à porter aux Parlements, aux Etats généraux ou près des cours étrangères, des missives royales, des notifications de naissances, de mariages, etc.. Ils assistaient au lever et au coucher du roi pour entendre ses ordres et rendre compte de ceux qu'ils avaient reçus. Le titre de “gentilhomme ordinaire” était quelquefois accordé à des roturiers, tels que Racine et Voltaire; mais, dans ce cas, c'était une distinction purement honorifique (Quillet).

- 24) もっとも一つの可能性として、Daret 作の肖像画を飾っている “gentil-homme de la chambre du Roy” は単なるミスで “ordinaire” という語が落ちたのでないかぎり、当時 “gentilhomme ordinaire … du Roy” のことを単に “gentilhomme de la chambre du Roy” と略称する慣習があり、それに従ったままなのかも知れない。だがこうすると、本来の gentilhomme ordinaire と前注 23) でいう (premier) gentilhomme de la chambre du Roy” との区別がつかなくなってしまうので、この可能性は少ないように、筆者には思わ

れる。

- 25) Pr. I, p. 371. 同書によれば, Théophile は1623年3月22日行われたパリ高等法院での尋問に対して次のように答えている。<A dit qu'il a eu un commandement du roy pour revenyr à la cour et que feu m<sup>r</sup> de Luynes luy escripvit et luy menda de la part du roy qu'il revint à la cour.>
- 26) Ad. p. 180.
- 27) 田中敬一氏「17世紀フランスの詩人における Patronage の問題の一考察—Théophile de Viau の場合について—」(『フランス文学研究』1960, p. 22.)
- 28) Œuvres complètes de Théophile de Viau, nouvelle édition, revue, annotée et précédée d'une notice biographique par M. Alleaume, 2 vol., Paris, P. Jannet, 1855～56, t. I, pp. 157～161 (以下 CE. I, IIと略).
- 29) CE., I, pp. 140～142; 142～145.
- 30) Ibid., pp. 145～150.
- 31) Ad., p. 195.
- 32) Ibid., pp. 199～200.
- 33) Ibid., pp. 199～200.
- 34) Ibid., p. 257.
- 35) Pr., I, p. 80.
- 36) Ad., pp. 257～258.
- 37) Ibid., p. 257.
- 38) 注 23) 参照。
- 39) 注 23) 参照。
- 40) Charles Pujos: Vie de Théophile de Viau, dans Œuvres choisies de Th. de Viau, Paris, éd. Stock, 1949, p. 27.
- 41) Georges Bordonove: Louis XIII, le Juste, Paris, Pygmalion, 1981, p. 115.
- 42) 注 25) 参照。
- 43) Ad., p. 257.
- 44) Ibid., p. 257.
- 45) Ibid., p. 257.
- 46) Ibid., p. 258.
- 47) 歴史家・歴史作家の Solange Bellegarde 女史より提供された情報による。
- 48) パリ在住の医師 Guy Bellegarde 氏の御教示による。
- 49) Ad., p. 279.
- 50) *Gentilhomme servant*: Celui qui ne sert que les têtes couronnées & les Princes du sang, & toujours l'épée au côté. [Il y a trente six gentishommes servant chez le Roi qui font alternativement la fonction d'échanson, de panetier & d'écuier tranchant.] (Richelet); Celui qui ne servait que les têtes couronnées et les princes du sang, et toujours l'épée au côté (Littre); officier(s) qui servai(en)t à table par quartier

chez le roi (Quillet). なお“(*premier*) *gentilhomme de la chambre*”については注 23) 参照。

51) *CE.*, II, pp. 391~410.

52) *CE.*, II, p. 379.

53) Frédéric Lachèvre. *op. cit.*

54) “*Apologie au Roy*”, *CE.*, II, p. 247.

55) *CE.*, II, p. 46. 彼はこの詩の中で Boussères の実家を次のように語っている。《*Mais, afin que mon bien d'aucun fard ne se voile. / Mes plats y sont d'estain et mes rideaux de toile; / Un petit pavillon, dont le vieux bastiment / Fut massonné de brique et de mauvais ciment, / Monstre assez qu'il n'est pas orgueilleux de nos tiltres; / Ses chambres n'ont plancher, toict, ny portes, ny vitres, / Par où les vents d'yver, s'introduisant un peu, / Ne puissent venir voir si nous avons du feu ...*》

56) Charles Garrisson: *Théophile et Paul de Viau*, Paris, 1899, p. 106.

57) この手紙は Ch. Garrisson (*op. cit.*, pp. 105~107) および Fr. Lachèvre (*op. cit.*, pp. 103~106) によって仏訳されている。

58) *Pr.*, I, p. 103.

59) *CE.*, II, pp. 178~187.

60) Ch. Garrisson, *op. cit.*, p. 88.

61) *Pr.*, II, pp. 251~257.

62) Littré には、この“*suite*”という言葉の意義として《*ceux qui appartiennent à la maison*》とか《*ceux qui accompagnent quelqu'un par honneur*》などがみえ、Richelet には《*gens qui accompagnent un prince; gens qui accompagnent quelque grand Seigneur*》といった意味が挙げられている。

63) *Ad.*, pp. 280~283.

64) *Ibid.*, p. 285.

65) “*Parnasse des Poètes satyriques*” 刊行の経緯についても Fr. Lachèvre, A. Adam その他の研究家が詳しく研究しているが、同集発行より8ヵ月後に彼が当局より訴追されることになる直接的な理由・動機は、同集の第1ページおよび最初の sonnet に《*par le sieur Théophile*》と彼の名が記されていたことによるらしい。この点につき Lachèvre は、同集の刊行者 Estoc らによる悪意、すなわち Théophile を陥れる意図から、無断で彼の名を語った可能性があると考えているが (*op. cit.* I, pp. 114~115), Adam は出版者に Théophile に対する悪意はなく、彼の名声を利用して同集の売上を増す目的から、本人に無断で彼の名を使用したのではないかと推定している (*op. cit.*, pp. 337~338)。

66) 当時の rue Saint-Jacques は現在のそれよりずっと短かく、今日の rue des Fossés-Saint-Jacques と rue Malebranche の交差点(同古地図“11”の Porte Saint-Jacques) までで、その先は faubourg Saint-Jacques 通りであったという事実、また当時彼が住んでいた“*clos des Jacobins*”という所は、その名から Saint-Jacques 通りの末端部にあった Saint-

Doninique (Les Jacobins) 僧院寄りに位置した faubourg Saint-Jacques 通りの一角にあったのではないかと想像されるなどの理由から、Théophile の住いは彼の出版者たちの住む Saint-Jacques 通りから、かなり近いところに位置していたと考えられる。

補注) 『サン・シモン回想録』(プレイヤード版)の編注者であるパリ・ソルボンヌ大学教授 Yves COIRAULT 氏より最近戴いた御教示によれば、少なくとも17世紀前半期にあっては、貴族 noble が王および大貴族 grand seigneur と2重に主従関係 patronage を結ぶことはよく見られる現象であったとのことである。同氏によれば「ある貴族 noble が gentilhomme ordinaire du Roy の titre を得るという事実は、彼がある大貴族 grand seigneur の「家人“domestique”，すなわちその侍従 gentilhomme attaché à sa maison (“domus”）」となったり、その地位にとどまることを何んら妨げるものではなかった」という。したがって「Théophile は彼の庇護者たるモンモランシー公に仕えながら、同時に gentilhomme ordinaire du Roy という職務を充分に遂行することが可能であった」という。またこの点に関連して Derek. A. WATTS も17世紀前半のフランスにあっては、「こうした多くの貴族 nobles が身につけていたまだ半封建的パースペクティブからみれば、国王は彼らの最高の主君 seigneur suprême ではあったろうが、唯一の主君というわけではなかった。つまりいかなる貴族といえども自らの主君を自ら選ぶ自由を有していた」(“La notion de patrie chez les mémorialistes d’avant la Fronde, le problème de la trahison” dans “Les valeurs chez les mémorialistes français au XVII<sup>e</sup> siècle avant La Fronde”, actes et colloques n° 22, p. 198) と述べ、主従関係の自由な選択、王及び大貴族との2重の主従関係の成立を許容する当時のフランスの政治風土を指摘している。

### あ と が き

最後に、本資料の存在を教示、その要旨をも提供して下さったパリ国立古文書館のジュルジャンス女史はじめ、16世紀及び18世紀の貴重なパリ市街地図を提供して下さった本塾助教授筑紫文耀氏、同講師マルク＝ダニエル・マルグリエス氏、早稲田大学助教授小林 茂氏、またルイ13世時代の patronage や gentilhomme の問題に関する各種の情報を提供して下さった歴史家のソランジュ・ベルギヤルド女史、Nerval, Viau の研究者ジャン・ベシャード＝ラバルト氏、パリ第IV大教授イヴ・コワロー氏他何人かのフランス人の方々に対し、改めて感謝の念を捧げたい。







Comme de pres Commen de deure y c'est  
premier p'du f'uat de b'mallent. p'du  
R'edunt de ad. J'ant p' p'bo ap'um  
S' a' b'du d' d' g' n'du f'aulty d' laz me.  
J'ant p' d' d' g' h'oin d' d' d' g' h'oin  
J'ant d' d' g' h'oin d' d' d' g' h'oin

Theophile de viau  
Paul de viau

*[Large, stylized signature or flourish]*











